

平成 21 年度第 2 回山形県屋外広告物審議会議事録

- 1 日時 平成 21 年 12 月 22 日（金） 14 時 00 分から
- 2 場所 県議会棟第 1 会議室
- 3 議題
 - 諮問事項
山形県屋外広告物条例第 2 条第 1 項第 9 号の指定地域の変更について
 - 報告事項
 - (1) 山形県屋外広告物行政の課題について
 - ア 屋外広告物の概要について
 - イ 屋外広告物の課題について
 - (ア) マイタウンクリーン推進事業について
 - (イ) 管理者の資格制の導入について
 - (ウ) 色彩規定について
 - (エ) 総量規制について
 - (オ) 幹線国道沿いの規制について
 - (2) 屋外広告物法（条例）と景観法（条例）との関係について
- 4 出席委員 秋野委員、杉山委員、山畑委員、和田委員、三原委員、佐藤委員代理、
堀金委員代理、鹿野委員、後藤委員、澤渡委員、増田委員、伊藤委員 12 名
欠席委員 高澤委員、福田委員、市川委員、小野委員 4 名
- 5 事務局報告 土木部長のあいさつ後、本審議会が開催要件を満たしていることを事務局
から報告した。
また、委員の選挙により和田委員が当審議会の会長に選任された。
- 6 議事
(議長)
皆様の御協力をいただきまして職責を果たして参りたいと存じますのでよろしくお願
い申し上げます。
まず初めに、会長の職務代理者を指名したいと存じます。山形県屋外広告物審議会規則第
3 条第 3 項の規定により、会長が職務代理者を指名することとなっておりますので、山畑委
員を指名いたします。
それでは、議事に入ります。
本日の議事録署名委員 2 名を私から御指名申し上げます。三原委員、伊藤委員の両委員に
お願いいたします。

(議長)

諮問第1号「山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域の変更について」事務局の説明を求めます。

(事務局 議案のとおり説明)

(議長)

以上の報告につきまして何か御意見、御質問ありますか。

(増田委員)

供用が始まると第二種特別規制地域になるわけですが、今の御説明ですと、既存不適格になる物件というのはこの8物件しかないということによろしいでしょうか。

(事務局)

現在確認できているのは8件でございます。

(増田委員)

そうですね。あと、供用時の第二種特別規制地域の地図は、高速の両端と、インターから3km以内という今までの基準を当てはめて作成した結果、このようになったということですね。

(事務局)

はい。その通りでございます。

(増田委員)

この入り組んだところは用途地域があるため、他の規制地域になっているということによろしいですか。

(事務局)

すみません、例えばどのあたりでしょうか。

(増田委員)

国道7号をずっと北にいったところですよ。用途地域が違うから地域区分が違っているということですか。

(事務局)

このあたりということでしょうか。

このあたりは第二種特別規制地域よりも第二種普通規制地域のほうが優先されますので地域区分そのままということになります。

(増田委員)

あと第二種特別規制地域になった供用後の地図によると、例えば、遊佐町の中に用途地域に

あたるものはないということですね。

(事務局)

この表示の中には都市計画の用途地域はないということになります。

(増田委員)

そこまで入ってこないということになるのですね。

(事務局)

はい。

(増田委員)

ありがとうございました。

(議長)

他に何か御意見、御質問ございませんか。

(三原委員)

委員のお話をいただいてから初めて屋外広告物規制というものが存在するということを知ってしまったというくらいで内容についてあまり詳しくないのですが、規制地域で、優先順位についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

あるいは「これを見ればわかる。」というところがあれば教えてください。

(事務局)

リーフレットの5段階の規制の表を御覧下さい。(以下リーフレットで用途地域種別、高速道路の供用、未供用による規制の適用順位を説明。説明内容省略。)

(三原委員)

すみません。私が聞きたかったのは、地図の一番右側の図では遊佐工業団地のように高速道路のわきでも第二種普通規制地域があったりしますよね。

そういうところはどうかと思ったんですけども。

今、御説明を聞きながらパンフレットを見ていると、工業地域などの用途地域になっていれば、もう高速道路の隣であろうが、第二種普通規制地域が優先されるということになるのですね。

(事務局)

はい。

(三原委員)

私は了解しました。どうもありがとうございました。

(議長)

よろしいでしょうか。他に御意見、御質問ございますか。

ないようでしたら、「山形県屋外広告物条例第2条第1項第9号の指定地域の変更」について採決を行ないたいと思います。

今回の指定地域の変更について、御異議のない方は挙手願います。

挙手多数ですので、審議会としては異議なしとして答申いたします。

答申文の内容については私に一任いただくということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは続きまして報告事項のほうに移りたいと思います。

報告事項の「屋外広告物行政の課題について」事務局より説明願います。

(事務局より資料のとおり説明)

(議長)

以上の報告につきまして、何か御意見、御質問ございますか。

(山畑委員)

最後のところで違反広告物が是正できなかったというのが若干ありますが、その理由といたしますか、なぜ是正できないのかをお聞きしたいと思います。

(事務局)

違反広告に対しては1回だけではなく何度も是正していただくようお願いする訳ですが、我々の事情だけでなく対応いただけるというものでもありませんので、現在のところは粘り強くお願いをしているところです。

例えば、高い建物の上にある広告というのは、設置についても費用がかかりますが撤去についてもそれなりに費用がかかりますので、相手方の事情もあってなかなか応じていただけないという状況にあります。

(議長)

その他、何かございますか。

(増田委員)

例えば、巨大なクリスマスツリー、これは山形にはないかもしれませんが、そういうものは屋外広告物にあたらないと理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

一概にはいえませんが、おそらく屋外広告物にはあたりません。

例えば、クリスマスツリーに広告的要素があったとしても設置期間が限られていると思います。

一時的なものにつきましては適用除外の項目がありますので、具体的にそのツリーがどれぐらい設置されて、ツリーがどういった飾りをしているのですとかそういうものを見ないとはっきりしたことはいえませんが、違反にはならないと考えております。

(増田委員)

業界としてはならないほうがいいと思いますが、昔話題になった巨大な観音様なども屋外広告物にはあたらないですね。

(事務局)

一概にはいえませんがおそらくあたらないかと思えます。

(増田委員)

また、ひと頃話題になった高速道路わきのレリーフも屋外広告物にはあたらないですね。

(事務局)

レリーフについては具体的に事例を見ないと正式に答えるのは難しいと思えます。面積によっては、適用除外の項目にあたる場合もありますので具体的なものがないと何ともいえません。絶対に屋外広告物にならないということはないと思えます。

(山畑委員)

一概にはいえないと思えますが、以前、東京都の屋外広告物審議会で特例委員をやっておりまして、その時に、日本テレビの巨大なオブジェの案件がありました。それは屋外広告物審議会の適用除外ということで、特例承認委員会の方に諮りまして、期間限定であるし、問題はなだらうということで東京都の場合は審査したという事例がございます。

(事務局)

今事務局の方から「一概にいえない」といった表現でお答えしましたけれど、今お出しただいたものに対して、一般的な状況などを確認させていただきたいと思えます。屋外広告物条例上で屋外広告物というためには資料にありますように4つの定義を満たさなければならないということになります。

そのなかでどういうふうに判断されるかということになりますので、クリスマスツリーですとか、今まで検討の対象にしたことはなかったと思えますが、考えられる範囲で検討したいと思えます。

(議長)

それでは検討の程よろしくをお願いします。

(増田委員)

今山畑先生がお話ししたとおり東京都は、特例委員会という、ちょっとファジーなものをどうするかということを決める機関を設けているわけですが、山形もできればそういったどっちかわからないものをはっきりして、許可をするとか、期間をつけて限定的に許可をするとか

そういったなにか対応を考えてくださいますと非常に仕事もやりやすいと思います。

要望になってしまいましたがどうぞよろしくをお願いします。

(議長)

その他に何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

(三原委員)

先程の新しくできる高速道路の写真の中に、敷地の周囲の囲いにいくつか広告物があるものがあつたのですが、囲いに書くというのは、壁面平面広告板というのと同じ設置基準になるのでしょうか。

(事務局)

はい。そうなります。

(議長)

他に何かございませんでしょうか。ないようでしたら次に移りたいと思います。

続きまして、屋外広告物行政の課題について事務局より説明願います。

(事務局より資料のとおり説明)

(議長)

今の説明に質問あるいは、意見はございませんでしょうか。

(澤渡委員)

屋外広告物法、景観法等について御説明いただきましたが、私も数年前から山形の景観を考えるという会合に何回か参加しておりまして、自分のまちを子孫にどのように残すのかというパブリックな意味で、市民、県民がまちのカラーコーディネートについて考えていなかったとか、新しくできたまちなみに異物を混ぜたようなとんでもない色のマンションがあつたりして、我々がそういうものを気にしてこなかったということに気づかされたりしました。

今後50年くらいすると、毎年人口が1万人ぐらいつつ減って、100万人が50万人くらいになって高齢化が進んだまちになるとすると、単に屋外広告物の規制とか、条例とかいった問題ではなく、それを通じてどんな山形県にしていくのかという問題になると思います。

これは非常に屋外広告物に象徴される、あるいはまちなみをどのように考えていくかという意識というか、思想が非常に大事だと思います。

県民の思想というか、その辺をどのように土木部長はとらえているのか。芸工大の先生は考えているのか。せっかくこういう場に山形県のオーソリティーが集まっておりますので、時間もあまりないとは思いますが、ひとこと提言いただければと思います。

(議長)

それでは、御指名ありましたので土木部長をお願いします。

(土木部長)

先程挨拶の中でも申し上げましたが、山形県は、全国の中で優れた景観を持った地域だと思っています。

ですからまずはそういった規制等で今まで頑張ってきたものを継続して、変なものがないようにやはり努力していくというのが大事だと思いますし、今他県では、マイナスの景観づくりということをやっているのですけれども、今のところそのマイナスに該当する部分が山形県は多くないというところがすでにレベルが高いところにあるのだと思います。

これから更にどうやっていくのかということについては、まちづくりというのは行政だけでできるものではありませんので、やはり地域の方との協働作業ということが重要になってくると思います。

良い事例、悪い事例ともにお示ししながら、地域の方と景観をどうしていくか、まちづくりをどうしていくかというプロセスをさらに一層充実させ、それぞれの土地の特性によって、まちづくりのやり方や、どういうものを目指すのかといったものは違ってくとは思いますが、その辺のプロセスを大事に、一定のモデル的なものをお示ししながら地域と共にやっていくというのがこれから目指していくものだろうと思います。

(議長)

ありがとうございます。それでは山畑委員お願いします。

(山畑委員)

私は山形県の景観審議会の方にもかかわっておりまして、例えば山形の持っている風景をどう見せるか、他県から来た人たちにどう見てもらうか、それ以上に住んでいる人たちが、その住んでいる回りの景観をどう考えるか、どう感じるかということが大事だと思います。

その自発的な景観を良くしていこうというもので、ただ一方的に屋外広告物を排除するというものではないと思っています。これは東京都の例ですが、屋外広告物をなくしたシミュレーションをしてみたら、余りにも寂しくなってしまうと、広告が全くなないとこんなに寂しくなってしまうという例もありました。

しかし、にぎやかな、無秩序な違反広告物があふれているような現状はよくないだろうということもあります。山形では、先程の色の規制の話ですとか、広告モデル地区をいくつか設定して、モデル的にやっているところがあります。そういった各地域の住んでいる人が将来の県土のあり方というものを、各地域の人たちが自主的に考える場を持つ、教育の場の中でそういったものを子供たちに考えさせる場を持たせるとか総合的に考える場を持つことが必要だと思っています。

(議長)

ありがとうございました。

これについて何か御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

協働作業が大事だということ、自発的な考えをもつことが大事という御意見でした。

例えば、先程色彩の規制の話がでましたが、杉山委員、これに関して御意見はございませんでしょうか。

(杉山委員)

色彩に関して、埼玉県等々で委員をやらせていただいておりますが、山形県は非常にすばらしい景観をお持ちで、澤渡委員がおっしゃったとおりだと思います。

私は東京におりますものでそういった目で申しますと、山形はあまりにも良いものをお持ちなので正直皆さんあまり気にかけていないと思います。そういう点において若干危機にさらされているという気がしております。

景観法の景観計画の色彩基準も割合緩やかにおつくりになっていらっしゃるの、色彩の規制については今後の課題ということで、景観審議会のほうでも色彩基準のあり方というものを見直す時期かもしれないという気がしております。

というのも、東京都、埼玉県とも景観行政団体が増えてまいりました。私はちょっとその辺の実態を把握しておりませんが、屋外広告物行政を市町村に移していくというお話しがありましたけれども、例えば東京では公園を眺望という点で屋外広告物の規制をかけているところがかなり増えてきています。

東京都が規制する地域を決めて、景観行政団体になっていない区でも規制の事務できるという仕組みや、景観行政団体に対してはより景観施策を推進するよう東京都の方で手伝いをするなどの仕組みが整い始めているようです。

そういった観点から申しますと山形県はそこまで整備されてないのではないかと正直思います。

その辺のことは、私は不勉強で分かっておりませんが、先程も申しましたが、あまり良すぎであまり気になさっていないのかと思います。

ただ皆さんで市民参加の形で違反広告物を撤去なさっているとか、大変すばらしい活動をなさっているなど改めてわかってこれは是非継続していただきたいと思います。また、規制により寂しくならないようにデザインなども考えていただきたいと思います。

広告業の団体の方など、デザインのオーソリティーの方もいらっしゃるの、よりよいサインやデザインで整備されることが求められるのかなと思います。

そういった意味では各々の市町村の魅力といったものをもう少し語る場や、県外にももっとアピールしていくとよろしいと思います。

(議長)

他に御意見はございませんでしょうか。

ないようでしたら、報告事項3に移りたいと思います

「屋外広告物法と景観法との関係について」事務局より説明願います。

(事務局より資料のとおり説明)

(議長)

ありがとうございました。

この件につきまして御意見、御質問ございませんでしょうか。

(三原委員)

現在景観行政団体が鶴岡、酒田、長井、大江の4市町で、それ以外は景観行政団体ではない

という御説明でしたが、その他の市町村が景観行政団体になっていないのはなぜか、差し支えない範囲でお答えいただきたいと思います。

(事務局)

それぞれの市町村の状況がございますけれども、やはり人員体制ですとか、景観への理解不足ということがあると思います。

景観への理解の熟度が高くないところがありますので、現在はこちらから市町村のほうに呼びかけたり、担当職員を対象とした景観セミナーを毎年2回ほど開催しております。

そういったことで少しずつ景観への理解を深めていっていただいて、どんどん手を挙げて景観行政団体になっていただきたいと思っております。

なお、米沢市は、来年度から景観行政団体になる予定でございます。

(議長)

他にございませんでしょうか。

(伊藤委員)

先程の鶴岡市美咲町のことで、あのショッピングゾーンの広告物は背丈が高くて、特に目立つような気がします、どのような規制になっているのですか。

(事務局)

屋外広告物の高さの基準につきましては、他の地区と同じ設定でございまして、高さ15mまで設置可能となっております。

ただ先程いったとおり、色彩の誘導基準ですとか、建植広告物が敷地一辺に1個しか設置できないですとか特色のある規制を加えております。

(議長)

他に何かございませんでしょうか。

それでは以上で報告事項は終わりとなります。

活発な御意見ありがとうございました。

これで本日の議事はすべて終了いたしました。

ありがとうございました。

(事務局)

長時間にわたり熱心な御審議頂きありがとうございました。

以上を持ちまして平成21年度第2回山形県屋外広告物審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

平成 21 年 12 月 22 日

議 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印